

書評

BOOK REVIEWS

吉田 美喜夫 著

『タイ労働法研究序説』

香川 孝三

1

アジア労働法の日本での研究蓄積を示す本が新たに出版された。それがここで書評の対象として取り上げられる吉田美喜夫著の『タイ労働法研究序説』である。本書は著者が10年あまりの間に書き溜めてきた論文を再構成して本としてまとめたものである。

1887年9月26日、日本とシャムとの間で友好通商宣言がなされてから、120年がたっている。この日タイ修好120周年を記念して多くの行事がなされている。この120年の間に、日本とタイの間には様々な出来事があった。1980年代の半ば以降、日本企業の東南アジア諸国への直接投資が拡大していき、特にタイは東南アジアの拠点となって、日本企業が進出していった。そこでの労務や人事がどのようになされているのか、関心がもたれた。そうなれば、労務や人事に不可欠な労働法はどうなっているかにも関心が集まってくる。企業の実務担当者は必死でタイの労働法をひもといて勉強したことだろう。それらは企業の中に蓄積はするが、外部には公表されない。それを公表して世に知らしめるのは研究者の役目である。これまでタイの労働法を研究してきた人達は少ないが、1960年代ごろからそれなりに存在していた。しかし、一冊の本として出版された研究者はいなかった。今回はじめて吉田教授が出版した。本書は我が国でタイ労働法に関する本として単独で書かれた最初の本である。アジア労働法を研究する仲間として、本書の出版は喜ばしいことである。

2

本書は次の構成になっている。

第1章はタイの労働法の歴史をまとめている。タイの政治や経済情勢の中で、労働法がどのように変遷し



●見洋書房
2007年3月刊
A5判・376頁・5775円
(税込)

●よしだ
みきお
立命館大学法科大学院
教授。

てきたかを整理している。クーデターを期に軍政と民政を繰り返すタイの政治、輸入代替型から輸出志向型への工業化政策の展開、その中での外資導入政策が労働法の変化に大きな影響を与えたことを分析している。

第2章では、1975年の「労働関係法」の内容を分析している。労働組合の登録、団体交渉と「雇用条件協約」、労働者委員会による労使協議制、争議行為の規制と争議調整制度、不当労働行為の禁止を論じている。そこで、団結権を厳しく規制することは労働組合を弱いまま固定化する効果をもつが、一方、紛争手続が詳細に定められていることは労使自治の未熟な場合には便利であること、組合登録は政府の規制を受けるが、公認化によって使用者の攻撃をかわすことができること、雇用条件協約がない場合には就業規則で代替させるのは、明確な規範による規律を求めており、それなりの合理性があること、労働条件の不利益変更を厳しく制約していることが労働者保護の理念の表れと理解できるとしている。プラスとマイナス面を指摘している。

第3章では、国営企業の労使関係規制を分析している。国営企業はタイでは工業化の中心であると同時に、組合運動の中心であるが、1991年に国営企業の労使関係が特別な法規制を受け、労働組合の禁止、ストラ

イキの禁止によって労働運動は多大な打撃を受けた。これが国際的批判もあって、2000年に組合結成の承認や交渉の承認などを規定し、紛争処理は国営企業労働関係委員会の強制仲裁で決着をつける制度に変わった。タイでも国営企業の民営化が進められており、国営企業への規制を緩めても、適用対象が減少していくという予測から、規制を緩めても実害が少ないと政府は判断していると指摘している。

第4章では、労働関係法の修正案として2003年8月に発表された労働組合運動家による案を紹介している。結社の自由を目指し、国家の規制権限を緩める案となっていることを指摘している。

第5章は女性労働者の法的保護をまとめている。タイでは仏教社会、母系性社会の影響、家族総出で働かざるを得ない経済的困難から、台形型の労働形態をうみだしていることを指摘し、女性労働者の保護が重視され、雇用平等には関心が低いことを問題としている。

第6章の最低賃金法制では、制度の内容の整理を受けて、適用範囲が狭いこと、実効性の確保が不十分であること、県別最賃設定が最賃の安い地方への工場立地を促し、社会全体の富の公正な分配に役立つ可能性を指摘している。第7および8章は解雇法制を述べているが、解雇予告、それに替わる解雇手当制度や整理解雇の際の特別解雇手当制度の導入が、雇用の継続に執着しない労働者の態度を産出していること、不公正な解雇と判断された場合の救済として原職復帰が損害賠償が労働裁判所で認められており、原職復帰が適当でないと判断されると金銭解決が勧められていることが指摘されている。

3

本書の特徴をまとめておこう。

1つは、タイ労働法の内容をタイの論理で理解しようとしていることである。国際労働基準からみれば問題を含んだり、不十分な内容になっていても、タイの政治や経済社会状況の中から位置づけをしようとしている。それを著者は序文で「研究の目的を、差し当たり、タイ労働法を理解するという一点に絞ることにした」と述べている。しかし、これは難しい課題であるが、著者はこの課題に果敢に取り組んでいる。

2つは、労働関係が工業化によって形成されたので、

経済の展開と関連させて検討している。労働組合の結成が経済発展を抑制するとして、クーデターが起こるたびに労働組合が弾圧されてきた歴史が述べられている。その一方、労働組合の登録制度が使用者からの攻撃をかわすという別の側面を指摘している。組織率が3%ぐらいしかない現実から、労働者のグループにも団交権をみとめて保護を与えることは、タイでは労働組合の育成を図ろうとするあらわれと位置づけている。これには別の見方も可能である。労働者のグループが労働組合に成長していった事例がどれほどあるのであろうか。組織率が上がっていないことを考えると、これは好意的すぎる解釈ではないか。むしろ労働者のグループに保護を認めることが労働組合の結成を阻害してはいないであろうか。

3つは本書の前半は集団的労働関係法、後半は個別労働関係法に分けて論じているが、集団的労働関係法の領域では、クーデターが起こるたびに修正されて労働関係法の内容が変更され、労働組合への政府による介入の程度が変化していった。そして、開発政策を促進する上で、行政指導を進めるに適合した集団的労働関係制度を導入してきたのに対して、個別労働関係法の分野では、クーデターがあっても、大きく変更されることなく継続しており、これは開発を進める上で最低限の労働力の保護が必要であったからとしている。この両者の取り扱いの違いは、労働者が集団となって活動することへの警戒感が背景にあるためであろう。今は勢力がなくなった共産党への警戒感があるためではないか。団結に対する規制を緩和し、団結の自由度を高める政策に変更する動きはみられない。経済発展によって中産階層が生まれ、その人達から民主化の要求が高まるとされているが、タイで民主化が進展していき、グローバル化が進み国際労働基準の順守が期待される場合、それに応じることができるのであろうか。個別労働関係法では、労働条件保護が定められ、クーデターがあっても大きな変化がなかったが、なぜなのか。この分野こそ「法と現実との乖離」がみられ、法律の規制があっても、それをすりぬける対策（たとえば請負制度を利用して労働法の適用を外す）をたてるので、企業側にとっては大きな負担にはならないでこられたことがもう1つの要因としてあるのではなかろうか。

4つは、タイの伝統社会を労働法理解の一助として
いることである。女性の年齢別就労率の図形が台形を
しめすタイの女性労働を、タイ社会の母系制や仏教の
影響から説明しているし、解雇を判断する規準である
「不公正」が「タンマ」という仏教の概念から説明さ
れており、「不公正」な解雇の解決方法として金銭の
支払が広く使われていることが、農村に帰ればなんと
か暮らせる状況にあって、企業への忠誠心の少なさを
反映しているという解釈に、それが示されている。こ
のことは、タイ労働法を肯定する姿勢に連なってくる。
言い換えれば、タイの伝統社会の特徴がタイ労働法を
決定する要因とみなすと、タイ労働法の変化を否定す
る立場に連なってきたはしないかという疑問である。た
とえば、経済のグローバル化が進展していけば、結社
の自由の尊重という国際ルールが求められてくる。そ
うなれば、タイの開発体制が問題視され、民主化を促
進して、それを労働関係法に反映させ、第4章で議論
されている法改正を実現する必要性がでてくる。伝統
社会の中で女性労働の高い就労率を維持してきたが、
それは雇用平等を欠いており、グローバル化が進めば
雇用平等が求められるであろう。今後の変化をどう描
くかという問題を突きつけているように思われる。

5つは、法律だけでなく判決も参照している。法律
を論じる時、判決は不可欠である。アジアの中では判
決を公開していない国もあり、判決を公開しているタ

イはそれだけ民主化が進展している証である。解釈上
争いのある問題について判決が一定の解釈を示して紛
争処理の指針を提供しており、それを本書は活用して
いることに、タイ労働法の研究蓄積の厚さを感じさせ
る。

4

著者は謙虚に、「私の研究が、一つの踏み台として
利用されること」を希望すると述べているが、これま
で法律研究の世界では、欧米中心でアジアへの関心が
薄い中で、きちんと評価される業績が出せるまでになっ
たことに、アジア法研究の進展が感じられる。アジア
法学会が2003年11月に設置され、年に2回の大会を
開催しており、若手に発表の場を提供している。今後
若手の研究者がアジア法研究に参入してくれることを
期待したい。その際、注意すべきことは、タイではタ
イ語が法律用語であり、その言葉を理解しないと法律
を理解できない。著者は、「はしがき」で述べている
ように、タイ語ができる若い研究者の協力を得ること
で、この問題を解決している。これからはアジア法研
究者はアジアの土着の言語をマスターする必要がある。

かがわ・こうぞう 大阪女学院大学教授。神戸大学名誉教
授。アジア法、労働法、労使関係論専攻。

西成田 豊 著

『近代日本労働史』

——労働力編成の論理と実証

山下 充

90年代以降、日本の労働社会のあり方が大きく転
換する中で、労働史・労使関係史をはじめとした労働
分野の歴史研究に新たな役割が求められているように
思われる。今日、雇用多様化の進展に典型的に示され
ているように、現代の労働社会の変化は、歴史研究に
おいて扱われてきた階層差、身分差といった問題を、
再び労働研究の主要なテーマへと呼び戻す大きな契機



●にしなりた・ゆたか
社会学研究科教授。
一橋大学大学院院
院生

●有斐閣
2007年4月刊
A5判・378頁・4830円
(税込)

となっている。確かに、企業内における身分差と言っ
ても、戦時期と今日とでは同じその意味内容には異な

るところが多いが、歴史研究における分析は、歴史的にそれがどの様に生じ、またどのような契機によって変化したのかを教えてくれる点において研究上の関心に留まらず、政策的にも示唆に富むものである。

西成田豊氏の『近代日本労働史』は、明治期中期から太平洋戦争期までの労働力編成の歴史の変遷を定量的なアプローチを中心に検討した全9章から成る著作である。著者は、「イギリスにみられるようなクラブ・ユニオンが存在しなかった近代日本においては、労働のあり方は経営専制的な労使関係のもとで、経営の従属変数として決定されていた」ことを近代日本の労働史研究がかかえる固有の問題性ととらえている。著者の『近代日本労資関係史の研究』（東京大学出版会、1988年）では、この観点から労使関係を軸とした考察がおこなわれたのに対し、本書は「可能な限り、労使関係のうち労働の側に重点を置いて労働史」を描くことを目的とし、労働保護立法や戦時統制の展開といった、労働と国家の関係が検討されている。

第1章では、産業革命論と在来産業論を理論的に架橋することを目的として、産業革命を論ずるために近代的労働者の主導性を認め、それと在来産業の労働者を統一的に把握することの必要性を論じている。

これに近代産業と在来産業を含めた工場労働者の地域的存在形態を明らかにすることでその課題にこたえるものが第2章の「『工場』労働者の地域的存在形態」である。在来産業が、近代産業の発展に牽引されつつ、同時に資本主義の地域的編成を進化させながら展開するプロセスを、両産業における労働者（「工場」賃労働者）がいかに拡大したかを通して捉えている。1899（明治32）年と1909（明治42）年の農商務省の工場統計を用いつつ、地域別に独自に算定した賃労働者の状況を検討し、約10年の間に在来産業の労働者が業種別内部の構成に変化をとめないながら急速に増加したことが明らかにされる。

第3章では、農村に近接した地方都市における機械工業への新しい研究が進展する中、官営鉄道長野工場を通して、機械工業における労働力構成と労働者の社会的特質を新たな観点から考察している。第1の類型は、長野市都市下層ないし同市周辺の農村で就労していた鍛冶職、鑄工職を中心とする「鉄工」関係職人と、

大工職、塗師、木挽職など「木工」関係の職人で、相対的に低賃金の階層である。第2の類型は、県内外の出身で諸工場を渡り歩いてきたと思われる旋盤工、組立工、製罐工、仕上工などの熟練労働者で、経験年数が高いことにより高賃金を得ている階層である。第3の類型は、長野市周辺の農村の最低層から供給される職工手伝・見習職工であり、3類型の中で最も賃金が低く、かつ若年の階層である。著者はさらに労働者の個人別の賃金、年齢、出身地などの詳細なデータをもとにその社会階層的な性格を捉えつつ、第2の類型を軸に、都市下層とは異なった高いステータスの労働者階層の存在を確認する。

第4章では、大都市の重工業大経営労働者を取り上げ、都市下層民を貧民と捉える通説を批判的に検討したのち、産業革命初期より重工業大経営労働者の多数が「都市下層」とは階層的に異なった存在であることを確認する。これらの労働者が相対的な高賃金を得ていたことについて、著者は、明治期の早い段階で重工業経営における長い職歴を持つ労働者が存在し得たこと、「都市下層民」よりも高い賃金を得ていた職人の職工への転化が広くみられたことを指摘し、これを日本の職人の技能の高さと、機械技術への適応力の高さのためとしている。また、大経営熟練労働者の定着性については、職人遍歴の伝統をもたない職人の地域定着性が少なからずこれを規定しているとした。

第5章では近代日本における女性労働者の存在形態を明らかにすることを目的として、技術・労働と社会的供給源から産業革命期の女性労働を6つの類型に分けつつ、戦間期以降の変化を検討している。新技術の導入によって求められる労働力が変化し、また、労働保護立法によって前近代的な契約関係が解消されていく事で、この時期において代表的な紡績業を初めとして戦間期に大きな質的な転換が生じることとなった。戦時の動員体制においては、それまでの女性労働に比して、相対的に高学歴な労働力が機械工業に供給されていった。例えば、1936（昭和11）年において、高等小学校卒業者は紡績工業で2割を切っていたのに対して、金属・機械等では3～4割を越えており、戦時期に重工業・都市型の新しいタイプの女性労働が登場したことが確認される。

第6章では製糸や紡績とならぶ女性労働の典型とさ

れながら注目されることがなかった石炭鉱業の女性労働者に焦点をあてている。石炭鉱業における労働のあり方は大きくは技術水準によって規定されるが、同時に炭鉱の規模や地域性、そして炭鉱の労務管理によって左右される。炭鉱において女性労働者が多く存在した理由は、手労働に依存した採炭労働に男性は先山、女性は後山として夫婦共稼ぎで就労するあり方が広まっていたからである。技術革新の進展と鉱業労働保護政策によって女性労働は減少し、代わりに朝鮮人鉱夫が代替労働力として増加していった。労働力の転換はドラスティックであったが、解雇された女性に対する副業奨励策や各種の労務管理政策が効果的に実施されたため、女性鉱夫の整理が引き金となった労働争議が起きることもなく、転換はスムーズにおこなわれた。

第7章ではアジア・太平洋戦争期の労働者の存在形態を明らかにすることを目的として、労働力動員の政策と実態に基づき、5つの時期に区分して検討している。本章では多様な労働者層が検討されているが、中でも女性労働者の編成過程に焦点があてられている。

軍需工場における労働力の量的拡大をはかるために労働者保護立法が修正・緩和され、また、物資動員計画実施によって失業者の軍需工場への動員が進む中で、軍需工場を含む重工業に女性労働者が大量に雇用されることになった。これらの女性労働者の特徴は、若年未婚者、都市出身の通勤者で前歴として「家事手伝い」をしていた者であった。その後も、若年未婚女子を主たる動員の対象とし、大戦末期の女子勤労挺身隊制度は無業の未婚女性を全面的に動員しようとする意図で進められた。

第9章では、総力戦体制が「強制的均質化」をともなっていたとする議論を実態分析を通して批判的に検討している。山之内氏の総力戦体制における「強制的均質化」を認める議論に対し、これを理念として広がりを見せていたことを認めつつも、実態において「強制的均質化」の広がり制約されていた点を指摘する。農業部門、既婚女性の働きは「勤労」概念から除外され、国内における働き手の多くが「強制的均質化」から除外されていたこと、徴用忌避や長期及び短期の欠

大原社会問題研究所雑誌

No. 589 2007.12

定価 1000円 (本体952円, 年間購読 12,000円)

【特集】社会科学研究所とオーラル・ヒストリー (3)

オーラル・ヒストリーの実践と同時代史研究への挑戦

大門正克

労働研究とオーラルヒストリー

梅崎 修

韓国の労働史研究とオーラル・ヒストリー

李 鐘 久

■論文

杉山元治郎の公職追放(上)

横関 至

■書評と紹介

川喜多喬編／小池和男監修『女性の人材開発』

脇坂 明

チャン・ピルファ他著／西村裕美編訳『韓国フェミニズムの潮流』

山下英愛

辻勝次編著『キャリアの社会学』

江頭説子

社会・労働関係文献月録

法政大学大原社会問題研究所

国労「野村基金」解消に伴う寄付金贈呈式に出席して

相田利雄

月例研究会

所 報 2007年8月

発行/法政大学大原社会問題研究所
発売/法 政 大 学 出 版 局

〒194-0298 東京都町田市相原町4342 Tel. 0427-83-2307

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-14-1 Tel. 03-5228-6271

勤率が上昇したこと、さらに、新徴用工や勤労奉仕の女性労働者の意識において、仕事への動機づけに国家への貢献意識が必ずしも高くなかったことを示し、「勤労」を「榮譽」とする政府の政策が機能していなかったことを明示している。山之内氏自身、体制内統合で獲得される権利に排除と差別が不可避免的に制度化されることを指摘しているが、著者は性別、知能、健康状態、民族優生学に基づいた「新たな差別」が生まれたことを例示し、総力戦体制下の社会が徹底した差別社会であり、「排除と差別」がこの体制のもとで創りだされた点を強調する。

最後に、本書に対する若干のコメントを述べたい。著者も記しているように、本書は主な分析に定量的なアプローチが取られており、歴史的な様々な論点に対して、著者の立場からの明確な論拠の提示がなされて

いる。本書が、定量的なアプローチを採用していることもあり、在来産業を含め、多様な産業における労働のあり方が、労働者の年齢、性別、学歴、出身地域や階層などの社会的属性を軸に詳細に分析されている。

その一方で、このような分析手法が各章で徹底されているがゆえに、本論の中で示されている様々な労働者がどのように労働を経験し、歴史の中でどのような役割を担ったのかについては、明示的な議論の展開が抑制されているように感じられる。著者自身が述べられているように、これら労働者の内的経験や意識への探究が進められることで、著者の示す歴史像がより明確になるように思われる。著者の労働史研究の更なる展開に期待したい。

やました・みつる 明治大学経営学部准教授。産業社会学専攻。